

品企財発第1号

令和4年4月1日

各部局長 様

品川区副区長

桑 村 正 敏

和 氣 正 典

令和4年度予算の執行について（依命通達）

令和2年1月に新型コロナウイルスの国内での感染が確認され、同年3月に世界保健機関がパンデミックを表明してから2年が経過した。ウイルスの変異により陽性者数の増加と減少の波を繰り返しており、いまだに収束の見通しは立っておらず、新たな変異も確認されており、平穏な日常生活を取り戻すまで、まだしばらくかかりそうな状況にある。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、営業自粛要請や療養者等の急増により、企業活動の縮小を余儀なくされる業種があるなど多大な影響を受けている。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻は、世界各国に緊張をもたらすとともに、世界経済への影響は大きく、エネルギー供給不足・貿易の制限などによる物価高騰や金融不安など先行きは予断を許さない状況となっている。

区の歳入については、感染抑止策は保ちつつ、企業の経済活動の本格的な再開を想定したことから、特別区民税や財政調整交付金の増収を見込んだところである。しかしながら、社会情勢や景気の動向については慎重に注意を払い区財政への影響を見極める必要がある。

また、区政の基盤となる住民基本台帳人口は令和2年8月をピークにやや減少傾向にあり、今後の人口の動向を注視する必要がある。

こうした状況の中で、令和4年度予算は長期基本計画の着実な実現に向け策定した総合実施計画の初年度となる。令和4年度予算は、新型コロナウイルスの脅威を食い止め、区内経済の回復を支援し、ソフト・ハードの両面から東京2020大会のレガシーを継承することにより、区民が将来に希

望を持ち安心して暮らせるべく積極予算として編成した。

各事業の実施にあたっては、社会経済情勢の変化のスピードが速く激しい中で、職員一人ひとりが変化に対応し、幅広い視野と深い見識を持ち、創意工夫を凝らす発想力により効率的に業務を遂行し、効果を発揮することが求められる。

よって各部局においては、

第一に、新型コロナウイルス対策については、早急な対応に努めること。必要に応じて緊急的な補正予算の編成も視野に入れること。

第二に、歳入では、国・都の政策動向の把握に努め、助成制度を有効に活用するとともに税外収入の確保など、様々な手法を取り入れ、安定した財政基盤の構築を図ること。特に新たに創設された補助金等の活用については、漏れのないよう十分に留意すること。

第三に、新型コロナウイルスの感染の収束状況や社会情勢の変化に機敏に捉え、事業の執行段階においても積極的かつ柔軟な対応を行うこと。

第四に、長期基本計画を着実に進めるため、総合実施計画に掲げる事業について進行管理を行い取り組むこと。

以上を踏まえ、下記事項に留意して令和4年度の予算執行にあたられたい。

この旨、命によって通達する。

記

第一 全般的事項

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先かつ最重要課題として、スピード感をもって取り組むこと。
- 2 東京2020大会を通じて生み出されたレガシーを次世代につなげる取組を引き続き各部局連携して実行していくこと。
- 3 長期基本計画の着実な実現に向け、第一次総合実施計画に基づく計画的な事業実施・予算執行に取り組むこと。
- 4 予算執行については、予算事務規則、会計事務規則、契約事務規則等に基づき、適正に処理すること。
- 5 歳入は、予算計上額の確保が歳出予算執行の前提となることに留意すること。

- (1) 前年度以上の収入額（率）を達成するよう努め、前年度同月比で低下しているものについては、原因等の分析を行い、適切な措置を講じること。
 - (2) 新規事業に対する国・都支出金については、積極的に情報収集を行い、対象となる歳入を確保すること。
- 6 歳出は、最小の経費で最大の効果をあげるため、次の点に留意すること。
- (1) 事業の実施にあたっては、状況に応じた多方面からの検討を加え、より効果的・効率的な執行に努めること。
 - (2) 新規事業については、関係各課および関係機関との情報交換や協議等を十分に行い、周到な事業計画を作成し、早期着手、適正な執行に努めること。
 - (3) 予算執行は、議決予算（予算見積書の事業別予算の各節を指すもの）に即して適正に行うこと。なお、補正予算の計上が必要となる事業の事前執行は、厳に避けること。
- 7 会計管理室における資金繰りを円滑に進めていくため、特に次のことに留意すること。
- (1) 国・都支出金は、関係機関との連絡を密にして、早期収納に努めること。
 - (2) 収支予定を綿密に積算し、収入日と執行日を明確にするとともに、収入に応じた支出を図るよう努めること。
- 8 新公会計制度の運用については、「品川区新公会計制度基本方針」に基づき適正な処理に努めること。

第二 歳入について

- 1 新型コロナウイルス対策に係る国および都の補助制度等の動向に引き続き注意を払うこと。
- 2 特別区民税は、歳入の根幹であり、区財政に大きな影響を与えるものである。ついては、課税対象を的確に把握するとともに、負担の公平性の観点からも滞納整理を促進し、一層の徴収率向上に努めること。
- 3 各特別会計における保険料は、保険制度の基盤をなすものであるもので、制度の趣旨普及等を通じて特段の徴収努力を行い、徴収率の向上に努め、一般会計による負担の縮減を図ること。

- 4 国・都支出金については、補助制度の創設、組替えなどの動向に注意を払い、積極的な活用を図るなど、一層の収入確保に努めること。
 - (1) 補助金等の申請にあたっては、事業計画を綿密に立て、早期に行うこと。
 - (2) 補助基準との単価差・対象差等により生じる区の超過負担の解消について、関係機関に積極的に働きかけること。
- 5 当初見込んでいた補助金・交付金等に減収のおそれがあるときは、速やかに財政課と協議し、支出抑制等の措置を講じること。
- 6 各施設使用料については、施設利用のPR等に努めるとともに、利用形態や納付方法等を見直し、増収を図ること。また、受益者負担の考えを踏まえ、使用料の適正化について検討すること。
- 7 負担の公平を図るため、自己負担金、各種貸付金返還金、保育園保育料、区営・区民住宅使用料等の未納分・滞納分の徴収については、特段の努力をすること。
- 8 新たな寄附金収入については、速やかに予算化し、寄附者の意向を踏まえ執行すること。
- 9 基金の運用については、経済動向を踏まえ、安全性を最重要視するとともに、効率性も考慮すること。
- 10 各種団体が行っている助成制度やクラウドファンディング等の手法を積極的に活用し、税外収入の確保に努めること。

第三 歳出について

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大による不測の事態により緊急の対応が必要になった場合は、速やかに財政課と協議すること。
- 2 予算の執行にあたっては、事業の目的が確実に達成できるよう、年間の執行計画を策定すること。やむを得ず計画を変更する場合は、最小限にとどめること。

なお、翌年度への予算の繰越しが発生するおそれがある場合は、速やかに財政課へ報告し、関係機関との調整を図ること。
- 3 議決を要する契約締結（変更を含む。）を行う事業については、議案提出時期を含め経理課との緊密な調整を行うこと。
- 4 地域経済対策の観点から、工事の発注や物品購入等については、区内業者への受注機会の確保に努めること。

- 5 債務負担行為を設定している事業については、工事出来高等の状況に注意を払い、債務負担行為の変更・追加が見込まれる場合には、速やかに財政課へ協議すること。
- 6 事業の進捗に大きな影響を与える各種の調査・設計委託等については、翌年度の予算編成に支障が生じないよう関係各課と十分な調整を図り、計画的に進めること。
- 7 環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入等）を進めることにより、環境負荷の軽減を図ること。
- 8 イベント等で使用する使い捨て容器や会議等で提供する飲料は、自然環境に配慮された素材による容器を活用し、使い捨てプラスチックの使用削減に積極的に努めること。
- 9 情報システムに係る経費については、情報システム調達ガイドラインに基づき標準化および効率化を図り、適正な調達プロセスを経ること。
- 10 番号制度の運用については、「品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針」に基づき、個人番号カードの独自利用を検討すること。

第四 予算執行計画について

予算執行計画は、予算事務規則第14条に基づき策定するものである。よって、各部局の長は経営的視点に立ち、自主的な判断と責任により着実な事業執行を図ることを目標に策定すること。

第五 執行手続について

1 予算流用について

予算の執行上やむを得ない事由がある場合は、一定の範囲内において各部局の長の権限で流用を行えるものとするが、事前に財政課と調整すること。

2 執行委任について

執行委任は、委任する側と受任する側との間で綿密な意思の疎通を図り、適切な時期を考慮して行うこと。

3 不用額の処理について

予算執行につき生じた差額（見積差、契約落差等）は、その要因を明確に区分し、減額補正または決算上の不用額とすること。

4 進行管理について

施策の目的が効果的・効率的に達成できるよう、執行状況を的確に把握し、執行実績の客観的な分析・評価を行うこと。

- (1) 予算執行は、執行計画において、事業別・四半期ごとに定めた執行計画額の範囲内で行い、予算を超過しないよう厳に注意すること。
- (2) 予算執行にあたり、次の事項については別途企画部長より通知する。
 - ① 進行管理対象事業
 - ② 特に区長が指定する事業
 - ③ パブリックコメント対象事業
- (3) 予算事務規則第24条第2項に基づく収支状況報告および実績報告は、次のとおり行うこと。
 - ① 収支状況報告は、各四半期の執行計画における執行率が80%未満の事業について、各四半期終了後15日以内に執行残額説明書を財政課に提出して行うこと。また、同説明書指示事項欄には、各部局長の指示を必ず記入すること。
 - ② 「特に区長が指定する事業」に係る実績報告は省略する。

第六 その他

1 監査結果における注意事項

定期監査において、例年指摘されている支払遅延や契約手続の不備等が生じないように、予算の執行にあたっては、関係法令等に特段の注意を払うこと。

2 公共施設等の整備・管理計画について

「品川区公共施設等総合計画」に基づき、各施設の維持管理にかかる経費について適切に把握し、より効率的な運営に努めるとともに、施設の複合化や集約化、民間活力の導入について積極的な検討を行うこと。

3 令和5年度予算編成に向けて

長期基本計画を着実に進め、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現させるために、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ事業の見直し、再構築を進め、新たな施策を年度当初より積極的に検討すること。

4 条例制定等における注意事項

条例の制定・改廃にあたっては、事前に企画調整課および総務課に協議すること。